

総行選第 5 3 号  
平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
殿

総 務 大 臣

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における  
人口較差を緊急に是正するための公職選挙法  
及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一  
部を改正する法律の施行について（通知）

第 1 8 1 回国会において成立をみた衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が平成 2 4 年法律第 9 5 号をもって平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日に公布され、緊急是正法のうち、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正規定については緊急是正法の公布の日から、公職選挙法の改正規定については緊急是正法による改正後の公職選挙法（以下「新公選法」という。）第 1 3 条第 1 項に規定する法律の施行の日（以下「一部施行日」という。）から、それぞれ施行することとされました。

今回の公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正は、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成 2 2 年の国勢調査の結果に基づく衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正することを目的として行われました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても緊急是正法の趣旨の周知徹底を図られますよう、格別のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 第1 衆議院（小選挙区選出）議員の定数及び選挙区に関する事項

- 1 衆議院議員の定数は475人（改正前480人）とされ、そのうち小選挙区選出議員の定数は295人（改正前300人）とされたこと（新公選法第4条第1項関係）。
- 2 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区（以下単に「選挙区」という。）は別に法律で定めるものとされたこと（新公選法第13条第1項関係）。

### 第2 選挙区の改定案の作成の基準における、いわゆる「一人別枠方式」に係る規定の削除に関する事項

選挙区の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の選挙区の数は、1に、衆議院（小選挙区選出）議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする、いわゆる「一人別枠方式」について規定した衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項が削除されたこと（緊急是正法による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「新選挙区画定審議会法」という。）第3条関係）。

### 第3 今次の改定案の作成の基準及び勧告期限等の特例に関する事項

- 1 新選挙区画定審議会法第2条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の選挙区の数は、緊急是正法附則別表で定める数とされたこと（緊急是正法附則第3条第1項関係）。

具体的には、福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の区域内の選挙区の数が、それぞれ1ずつ減少して、3から2とされたこと。

- 2 新選挙区画定審議会法第3条の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会第2条の規定による今次の改定案の作成については、次に掲げる基準によって行わなければならないものとされたこと（緊急是正法附則第3条第2項関係）。

(1) 各選挙区の人口は、人口（官報で公示された平成22年の国勢調査の結果により確定した人口をいう。以下同じ。）の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であること。

(2) 選挙区の改定案の作成は、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するために必要最小限の改定にとどめるという観点から、緊急是正法による改正前

の公職選挙法（以下「旧公選法」という。）別表第1に掲げる選挙区のうち次に掲げる選挙区についてのみ行い、その他の選挙区については行わないこと。また、この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区

ロ 緊急是正法附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数、旧公選法別表第1における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ （1）の基準に適合しない選挙区

ニ ハに掲げる選挙区を（1）の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

具体的には、イについては鳥取県の区域内の選挙区が、ロについては福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の区域内の選挙区がそれぞれ該当するものであること。

また、ニに掲げる選挙区は、ハに掲げる選挙区に隣接する選挙区に限り、これらの選挙区の改定は必要最小限とするものであること。

さらに、市町村の廃置分合等により一の市町村（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては区とする。以下同じ。）の区域が複数の選挙区に分割されている場合においては、当該市町村の区域が属する選挙区のいずれかがイからニまでに該当しないときは、当該市町村の区域が一の選挙区のみ属することを目的とする選挙区の改定は行わないものであること。

3 新選挙区画定審議会法第4条第1項の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第2条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできる限り速やかに行うものとされたこと（緊急是正法附則第3条第3項関係）。

4 政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第2条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（緊急是正法附則第3条第4項関係）。

#### 第4 施行期日等に関する事項

1 緊急是正法は公布の日から施行するものとされたこと。ただし、第1の事項に係る規定は、一部施行日から施行するものとされたこと（緊急是正法附則第1条

関係)。

- 2 第1の事項に係る規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（緊急是正法附則第2条関係）。

緊急是正法附則別表

都 道 府 県	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数
北 海 道	1 2
青 森 県	4
岩 手 県	4
宮 城 県	6
秋 田 県	3
山 形 県	3
福 島 県	5
茨 城 県	7
栃 木 県	5
群 馬 県	5
埼 玉 県	1 5
千 葉 県	1 3
東 京 都	2 5
神 奈 川 県	1 8
新 潟 県	6
富 山 県	3
石 川 県	3
福 井 県	2 (改正前 3)
山 梨 県	2 (改正前 3)
長 野 県	5
岐 阜 県	5
静 岡 県	8
愛 知 県	1 5
三 重 県	5
滋 賀 県	4
京 都 府	6
大 阪 府	1 9
兵 庫 県	1 2
奈 良 県	4
和 歌 山 県	3
鳥 取 県	2

島根県	2
岡山県	5
広島県	7
山口県	4
徳島県	2 (改正前 3)
香川県	3
愛媛県	4
高知県	2 (改正前 3)
福岡県	1 1
佐賀県	2 (改正前 3)
長崎県	4
熊本県	5
大分県	3
宮崎県	3
鹿児島県	5
沖縄県	4